



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (総務五〇)

○ 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (経済産業四七)

〔告 示〕

- 船舶安全法に基づく型式承認等をした件 (国土交通五七〇〇五七六)
- 船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件 (同五七七)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認の失効をした件 (同五七八、五七九)
- 船舶安全法に基づく型式承認の失効をした件 (同五八〇〇五八二)

〔人事異動〕

法務省

九

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示 (金融庁)

〔公 告〕

諸事項

裁判所  
破産、免責、再生関係  
特殊法人等

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
計量法第四百三十三条第一項の規定に基づく登録、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式適合認定、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金設立関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬、公示送達関係  
会社その他  
会社決算公告

三 三 三 三 三 三 三

省

令

○ 総務省令第五十号  
民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成十四年法律第九十九号) 第二条第七項第三号の規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十五日  
総務大臣 石田 真敏

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則 (平成十五年総務省令第二十七号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
付表 各地帯の地域の明細表	第一地帯	付表 各地帯の地域の明細表	第一地帯
	第二地帯		第二地帯
	〔略〕		〔同上〕
	二 北アメリカ、中央アメリカ及び西インド諸島		二 北アメリカ、中央アメリカ及び西インド諸島
	アメリカ合衆国		アメリカ合衆国
	アメリカ合衆国の海外領土		アメリカ合衆国の海外領土
	プエルト・リコ		プエルト・リコ
	米領ヴァージン諸島		米領ヴァージン諸島
	アンギラ		アンギラ
	アンティグア・バーブーダ		アンティグア・バーブーダ
	英領ヴァージン諸島		英領ヴァージン諸島
	エルサルバドル		エルサルバドル
	オランダ領アンティール及びアルバ		オランダ領アンティール及びアルバ
	ガドループ		ガドループ
	カナダ		カナダ
	キューバ		キューバ
	グアテマラ		グアテマラ
	グレナダ		グレナダ
	ケイマン諸島		ケイマン諸島
	コスタリカ		コスタリカ

第三地帯	<p>サンピエール及びミク ロン ジャマイカ セントクリスト ファー・ネイビス セントビンセント セントルシア タークス及びカイコス 諸島 ドミニカ ドミニカ共和国 トリニダード・トバゴ ニカラグア ハイチ パナマ バハマ バミューダ諸島 バルバドス ベリーズ ホンジュラス マルチニーク メキシコ モントセラト 〔三・四 略〕</p>
一 アフリカ アセンション アルジェリア アンゴラ ウガンダ エジプト エスワティニ エチオピア エリトリア ガーナ カーボベルデ ガボン カメルーン ガンビア ギニア ギニアビサウ	

第三地帯	<p>サンピエール及びミク ロン ジャマイカ セントクリスト ファー・ネイビス セントビンセント セントルシア タークス及びカイコス 諸島 ドミニカ ドミニカ共和国 トリニダード・トバゴ ニカラグア ハイチ パナマ バハマ バミューダ諸島 バルバドス ベリーズ ホンジュラス マルチニーク メキシコ モントセラト 〔三・四 同上〕</p>
一 アフリカ アセンション アルジェリア アンゴラ ウガンダ エジプト エチオピア エリトリア ガーナ カーボヴェルデ ガボン カメルーン ガンビア ギニア ギニアビサウ	

ケニア コートジボワール コモロ コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ ザンビア シエラレオネ ジブチ ジンバブエ スーダン セーシェル 赤道ギニア セネガル セント・ヘレナ ソマリア タンザニア チャド 中央アフリカ チュニジア トーゴ トリスタン・ダ・クー ニヤ ナイジェリア ナミビア ニジェール ブルキナファソ ブルンジ ベナン ボツワナ マダガスカル マラウイ マリ 南アフリカ共和国 南スーダン モーリシャス モーリタニア モザンビーク モロッコ	<p>ケニア コートジボワール コモロ コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ ザンビア シエラレオネ ジブチ ジンバブエ スーダン セーシェル 赤道ギニア セネガル セント・ヘレナ ソマリア タンザニア チャド 中央アフリカ チュニジア トーゴ トリスタン・ダ・クー ニヤ ナイジェリア ナミビア ニジェール ブルキナファソ ブルンジ ベナン ボツワナ マダガスカル マラウイ マリ 南アフリカ共和国 南スーダン モーリシャス モーリタニア モザンビーク モロッコ</p>
---	--

ケニア コートジボワール コモロ コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ ザンビア シエラレオネ ジブチ ジンバブエ スーダン スワジランド セーシェル 赤道ギニア セネガル セント・ヘレナ ソマリア タンザニア チャド 中央アフリカ チュニジア トーゴ トリスタン・ダ・クー ニヤ ナイジェリア ナミビア ニジェール ブルキナファソ ブルンジ ベナン ボツワナ マダガスカル マラウイ マリ 南アフリカ共和国 南スーダン モーリシャス モーリタニア モザンビーク モロッコ	<p>ケニア コートジボワール コモロ コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ ザンビア シエラレオネ ジブチ ジンバブエ スーダン スワジランド セーシェル 赤道ギニア セネガル セント・ヘレナ ソマリア タンザニア チャド 中央アフリカ チュニジア トーゴ トリスタン・ダ・クー ニヤ ナイジェリア ナミビア ニジェール ブルキナファソ ブルンジ ベナン ボツワナ マダガスカル マラウイ マリ 南アフリカ共和国 南スーダン モーリシャス モーリタニア モザンビーク モロッコ</p>
---	---

備考	表中の「」記載は注記である。
附則	この省令は、公布の日から施行する。
	○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(平成十六年法律第百四十三号)第七条の二第二項及び第三項、並びに第七条の六の規定に基づき、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
	平成三十一年四月十五日 経済産業大臣臨時代理 国務大臣 渡辺 博道
	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(第九号)の一部を次のように改正する。
	様式第二十三及び様式第二十四を次のように改める。
	様式第二十三(第十三条関係)

リベリア リベリア ルワンダ レント レユニオン 〔二略〕	リベリア リベリア ルワンダ レント レユニオン 〔二同上〕
--	---

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の作成に係る業務の実施に資する事項(注7)  
 (1) 第二種特定原産地証明書の作成に関する業務を統括管理する統括責任者に関する事項  
 (2) 第二種特定原産地証明書の作成に係る法令及び法令に基づく処分の遵守を確保する業務に係る責任者に関する事項  
 (3) 第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う者に関する事項(注8、9、10)  
 ハ 物品の生産者との連絡体制の整備状況(注11)  
 <記載要領>  
 (注1) 申請者の「氏名又は名称」及び「住所」欄は、認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、当該法人その他の団体の名称及び住所(本店又は主たる事務所の住所)を記載すること。  
 (注2) 認定申請者が法人その他の団体である場合には、法人番号を記載すること。法人番号の指定がない場合は認定申請者が個人である場合にあっては、当該記載を要しない。  
 (注3) 代表者から委任を受けた者が申請する場合には、その氏名及び役職を記載すること。  
 (注4) 押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。なお、電子申請を行う場合にあっては、押印又は署名を要しない。  
 (注5) 申請者の「連絡先」欄は、本申請内容について総括的対応が可能であるとともに、申請書に係る経済産業省からの照会及び指示に対する一元窓口を担う者の連絡先を記載すること。  
 (注6) 5.イについては、過去1年間の月別受給実績及び直近1件の証明書番号を記載すること。なお、認定の更新申請に当たっては、当該記載を要しない。  
 (注7) 認定申請者が個人である場合にあっては、5.ロの事項の記載を要しない。  
 (注8) 5.ロ(3)の証明書作成業務担当者については、第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所が複数ある場合は、当該事務所ごとに配置していること。また、一の事務所に証明書作成業務担当者として複数の者を配置している場合は、それぞれの者について記載すること。  
 (注9) 証明書作成業務担当者の特定原産地証明書に係る実務経験について、主たるものを下記(1)～(4)から一つ選択し、かかる事務に従事した期間及びその法人・団体名について記載すること。なお、(3)を選択した場合は、期間及び法人・団体名の記載を要しない。  
 (1) 法第3条第2項若しくは第3項の資料又は経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則(以下「法施行規則」という。)第4条の2第4項の資料(特定原産品であることを明らかにする資料(以下「資料」という。))の作成に関する事務に携わり、当該資料について第一種特定原産地証明書の発給又は当該資料に係る物品について法施行規則第4条の2第5項の認定を受けた者  
 (2) 資料の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者(当該法人その他の団体が当該作成に係る資料について第一種特定原産地証明書の発給又は当該作成に係る資料に係る物品について法施行規則第4条の2第5項の確認を受けた場合に限る。)  
 (3) 法第7条の2第1項の認定を受けた者(個人である場合であって、法第7条の13の規定により認定を取り消されていない場合に限る。)  
 (4) 第二種特定原産地証明書の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者(当該法人その他の団体が法第7条の13の規定により認定を取り消されていない場合に限る。)  
 (注10) 上記(1)～(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する場合、具体的に説明すること。なお、「実務経験」欄において、上記(1)～(4)のいずれかを選択した場合は、記載を要しない。  
 (注11) 5.ハについては、申請者が法人その他の団体である場合は、第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、連絡体制を整備していること。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(以下「法」という。)第7条の2第1項の認定(法第7条の5の認定の更新)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地
2. 本申請の対象となる経済連携協定の名称
3. 輸出する物品の品名(英文でも可)及び関税番号
4. 第二種原産品誓約書交付候補者の氏名又は名称及び住所
5. 法第七条の四第一項に規定する認定基準に適合している旨の説明

イ 第一種特定原産地証明書の過去の受給実績(注6)

認定(更新)申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称(注1)  
 法人番号(注2)  
 (ふりがな)  
 住所  
 代表者の氏名等(注3)  
 連絡先(注5)  
 (電話番号)  
 (FAX番号)  
 (E-mail)  
 (担当者名)  
 印(注4)

<備考>  
 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。